

## 住まい編

### 【防災集団移転促進事業】

- ◆ 市町村もしくは道県が、集団移転促進事業計画を国土交通大臣の同意を得て策定し、その計画に基づき、被災地域において、住民の方の生命、身体及び財産を津波等の自然災害から保護するために、住居の集団的移転を促進することが適当であると認められる区域（移転促進区域）にある住居の集団的移転を行うための事業です。  
移転する被災者の方の負担軽減として、以下の支援等が行われます。
  - ① 移転者の住宅敷地購入・住宅建設に対する補助費用：最大 708 万円
  - ② 移転者の住居の移転に対する補助費用：最大 78 万円なお、事業実施前の移転等については、支援の対象とされていません。
- ◆ 詳しくは、各市町村の防災集団移転促進事業担当窓口又は宮城県復興まちづくり推進室（TEL：022-211-3207）にお問い合わせください。

### 【土地・建物の権利証】

- ◆ 権利証を紛失した場合の再発行はできませんが、本人確認を行うことにより登記を行うことができます。  
また、権利証を紛失しただけで権利がなくなるわけではありません。  
所有権移転登記の場合には印鑑証明等も添付しなければならず、権利証だけでは登記手続はできないのですが、心配な方については、勝手に登記されることを予防する方法として、「不正登記防止申出制度」があります。
  - ◆ 詳しくは、最寄りの法務局（支局、出張所）にお問い合わせください。  
登記相談フリーダイヤル（TEL：☎0120-227-746）  
仙台法務局本局（TEL：022-225-5611）〔仙台市、大和町、大郷町、富谷町、大衡村〕  
仙台法務局塩釜支局（TEL：022-362-2338、022-363-0065）  
〔塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町〕  
仙台法務局名取出張所（TEL：022-382-3031）〔名取市、岩沼市、亶理町、山元町〕  
仙台法務局大河原支局（TEL：0224-52-6053、0224-52-6054）  
〔白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町〕  
仙台法務局古川支局（TEL：0229-22-0510、0229-22-1535）  
〔大崎市、栗原市、加美町、色麻町、涌谷町、美里町〕  
仙台法務局石巻支局（TEL：0225-22-6188、0225-22-6189）  
〔石巻市、東松島市、女川町〕  
仙台法務局登米支局（TEL：0220-52-2070、0220-52-2498）〔登米市〕  
仙台法務局気仙沼支局（TEL：0226-22-6692）〔気仙沼市、南三陸町〕
- ※ 仙台法務局気仙沼支局は、平成 23 年 12 月 19 日に移転しています。（住所：気仙沼市河原田 2 丁目 2-20 N T T 気仙沼ビル 1 階）

## 【登録免許税・登記手数料の免除特例】

### ◆<登録免許税>

震災により、住宅や工場などの建物に被害を受けた方が、新たに建物を新築・取得又はそのための土地を取得した場合の保存・移転登記、そのための資金の貸付にかかる抵当権の設定登記については登録免許税が免除されます。

期間：平成23年3月11日～平成33年3月31日

- ◆ 登録免許税の免除は当初平成23年4月28日からでしたが、3月11日以後の登記に遡及して適用することとなりました。既に登録免許税を納付済みである場合には、平成23年12月15日から5年を経過する日までに登記をした法務局に還付通知請求書を提出してください。

### ◆<登記手数料>

震災により、所有または賃貸する建物や船舶に被害を受けた方が、被災した建物などについて登記事項証明書等の証明書を請求される場合には、請求時に「り災証明書」などの必要書類を提出していただくことにより、交付手数料が免除されます。

期間：平成23年5月16日～平成33年3月31日

- ◆ 詳しくは、最寄りの法務局（支局、出張所）にお問い合わせください。（法務局の連絡先は前述参照。）

## 【滅失登記】

- ◆ 建物が滅失したときは、所有者等の登記名義人は、当該建物の滅失登記の申請をすることとされていますが、今回の震災によって、流出等した建物については、県内の被災地域において、登記名義人の申請によらずに法務局登記官の職権で、順次、滅失登記を行うこととしました。この職権による滅失登記は、法務局において実施しますので、登記名義人の方が費用を負担する必要はありません。
- ◆ 詳しくは、最寄りの法務局（支局、出張所）にお問い合わせください。（法務局の連絡先は前述参照。）

## 【被災住宅補修の相談】

- ◆ 国土交通省では、「住まいるダイヤル」ナビダイヤルにおいて、建築士等の資格を有する相談員による住宅リフォームに関する電話相談及びリフォーム無料見積チェック並びに専門家（弁護士・建築士）による無料専門家相談（対面相談）の予約受付を行っています。
- ◆ 詳しくは、以下の窓口にお問い合わせください。
  - ・国土交通大臣指定住宅相談窓口  
（公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター）  
「住まいるダイヤル」TEL：0570-016-100（月～金 10:00～17:00）

## 【丘陵部等の宅地復旧支援方策】

- ◆ 被災宅地危険度判定等の結果に基づき、危険宅地・要注意宅地と市町村が判断した宅地について、宅地の早期復旧を図るため、公共事業による宅地復旧として、造成宅地滑動崩落緊急対策事業、災害関連地域防災がけ崩れ事業が実施され、地域全体の抑止対策工事と地域内の擁壁復旧等が行われています。  
また、市町村独自で支援制度（所有者自ら行う擁壁及び地盤の復旧工事費についての助成等）が設けられているところもあります。
- ◆ 詳しくは、市町村の開発調整（宅地指導）担当窓口等にお問い合わせください。

## 【住宅の補修、建設等の融資】

- ◆ 住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）では、被災住宅を再建・補修するための資金の融資を取り扱っております。「災害復興住宅融資」制度の拡充により、金利の優遇措置が講じられており、当初5年間は、建設・購入の場合年0%、補修の場合1%など、被災者の住宅取得をより一層支援する内容となっています。（融資限度額は、建設・購入が建設資金1,460万円、土地取得資金970万円、補修640万円など。保証人は不要。受付期間は平成28年3月31日まで。）住宅には被害がなく、宅地のみに被害が生じた場合の宅地の補修に係る融資も扱っています。  
また、住宅金融支援機構からの融資（フラット35を含む。）を既に借りている被災者の方に対し、返済期間の延長、払込猶予期間中の金利引き下げなどを行います。  
※ 同機構の借入には、被災家屋再建に当たり高齢で安定した収入がない方について、子が親に代わって月々のローンを支払う「親孝行ローン」（元の家と同じか隣接する市町村に建てる制約は、平成23年5月に無くなりました。）や、二世帯住宅等で同居する親と子がローンを一緒に支払う「親子リレー返済」があります。
- ◆ 詳しくは、以下の窓口にお問い合わせください。
  - ・住宅金融支援機構お客様コールセンター（被災者専用ダイヤル）  
TEL: ☎0120-086-353（※IP電話等でご利用いただけない場合:048-615-0420）

## 【住宅エコポイント】

- ◆ 住宅エコポイントは、エコ住宅の新築またはエコリフォームをした場合にポイントを発行し、このポイントを使って様々な商品との交換や追加工事の費用に充当することができる制度です。  
一般の住宅エコポイント制度は、一部の高層住宅を除き、すでに募集を終了しています。  
しかし、被災地の復興支援のため、平成24年1月25日から「復興支援・住宅エコポイント」制度が開始され、被災地におけるエコ住宅の新築については、その他の地域の倍のポイントが発行されるようになりました。また、エコリフォームにつ

いては、リフォーム瑕疵保険に加入した場合や耐震改修した場合にもポイントが発行されます。

エコ住宅の新築またはエコリフォームにより発行されたポイントの半分以上は被災地の特産品等に交換する必要があります。(新築は、被災地 30 万ポイント。エコリフォームは、最大 30 万ポイント。併せて耐震改修を行うと、更に 15 万ポイント加算されます。)

なお、「復興支援・住宅エコポイント」のうち、エコリフォームのポイント申請については、一戸建て住宅及び耐震改修を行わない共同住宅の場合、平成 25 年 1 月 31 日で締め切っていますが、エコ住宅の新築のポイント申請については、一戸建て住宅の場合、平成 25 年 4 月 30 日が締め切りとなっています。ポイント発行申請をするには、事前に予約が必要となっていますので御注意下さい。申請に必要な予約通知書の発行には 3～4 週間を要します。

平成 24 年 10 月 31 日が着工・着手期限になっておりますので、申請の際は、この点についても、御注意ください。

- ◆ 詳しくは、以下の窓口にお問い合わせください。

・住宅エコポイント事務局

工事対象期間 (着工・工事着手)	ポイント申請期限 (一戸建て住宅)	住宅エコポイント事務局 連絡先
新築：平成 23 年 10 月 21 日～ 平成 24 年 10 月 31 日	平成 25 年 4 月 30 日	<復興支援・住宅エコポイント> TEL：0570-200-121

## 【災害ごみの処分等】

- ◆ 東北地方太平洋沖地震により、膨大な量の災害廃棄物が発生しております。これらには、廃石綿や PCB 廃棄物といった有害な物質が含まれている恐れがあります。
- ◆ 詳しくは、最寄りの市町村の廃棄物担当窓口等にお問い合わせください。

[ガイドブック目次に戻る](#)  
[東北管区行政評価局HPに戻る](#)